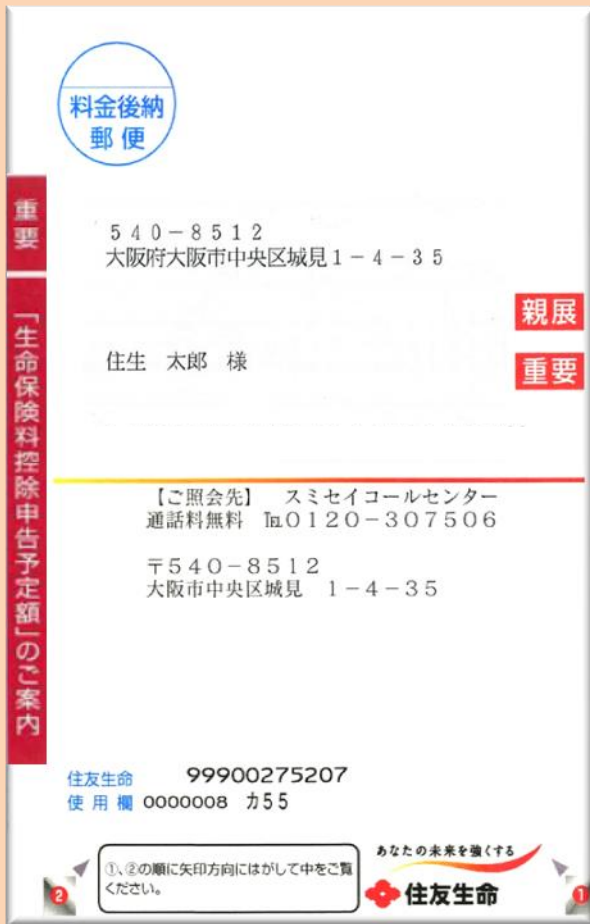


# 生命保険料控除申告予定額について(イメージ)

生命保険料控除申告予定額について(はがき)でお届けする場合



「生命保険料控除申告  
予定額について」  
と表示しています。

開封  
(見開きはがき)

**生命保険料控除申告予定額について**

適用制度・新制度(旧制度の証明額はありません)  
いつもお引立てをいたさせていただきます。本年12月末までに保険料をお払い込みいただいた場合の、生命保険料控除申告の予定額をご連絡いたします。

ご契約者 住友太郎 様

証券番号	種	号
年金種類	標準年金	
年金支払期間	10年	
年金支払開始年月	[元号]●●年●●月●●日	
保険料払込期間	30年	
年金お受取人	住友 太郎 様	
お受取人生年月日	昭和42年 1月 3日	

一般生命保険料(a)	配当金(相給額)(b)	一般申告予定額(a)-(b)
円	円	円
41300円	円	41300円
新制度	配当金(相給額)(c)	介護保険申告予定額(d)-(c)
円	円	円
34355円	円	34355円
旧制度	配当金(相給額)(e)	個人年金申告予定額(f)-(e)
円	円	円
125565円	円	125565円

保険料支払期間 《旧制度》\*\*\*\*\*年●●月●●日から1年分  
《新制度》[元号]●●年●●月●●日から1年分  
契約年月日 [元号]●●年●●月●●日 [旧法]未済支払 [特約日] [元号]●●年●●月●●日

住友生命保険相互会社

**<給与所得者の年末調整について>**

①本通知を勤務先へ提出

本通知は「生命保険料控除証明書」(以下「証明書」と記載)ではありませんが、給与所得者は本通知に記載の申告予定額を申告(本通知を勤務先へ提出)し、翌年1月末日までに「証明書」を提出することで、年末調整を受けることができます。(所得税法基本通達196条-1)

②証明書を勤務先へ提出(証明書は後日添付下表をご覧ください)

**<本年の「証明書」の送付時期について>**

保険料払込方法	送付時期
年払(年1回払)	保険料の納入後※1に送付
半年払(年2回払)	
前払の場合	11月中旬頃送付

※保険料の納入が翌年になった場合、ご入金された保険料の申告年は翌年になります。  
※ご入金方法によっては、当社が前金を確認するのに、2週間以上かかる場合がございます。

**<生命保険料控除制度改正と適用制度について>**

契約日	適用制度
平成24年1月1日以降の契約等	新制度
平成23年12月31日以前の契約	原則、旧制度

※本契約に適用される制度は左側の「適用制度」欄をご覧ください。  
※生命保険料控除制度改正の詳細は裏面をご覧ください。

本通知は、「生命保険料控除証明書」ではありませんが、給与所得者は本通知に記載の申告予定額を申告(本通知を勤務先へ提出)し、翌年1月末日までに「生命保険料控除証明書」を提出することで、年末調整を受けることができます。  
(所得税法基本通達196条-1)